

用語解説

番号	語句	語句解説
(1)	子どもの読書活動の推進に関する法律	平成13年12月に公布・施行。子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的として制定された。
(2)	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画	平成14年8月、子どもの読書活動の推進に関する法律第八条の規定に基づき策定された国の基本計画。同計画は平成23年3月に第二次計画、平成25年5月に第三次計画、平成30年4月に第四次計画を策定している。
(3)	大阪府子ども読書活動推進計画	平成15年1月、子どもの読書活動の推進に関する法律第九条の規定に基づき大阪府教育委員会が「大阪府子ども読書活動推進計画（第1次）」を策定。平成23年3月に「第2次大阪府子ども読書活動推進計画」、平成28年3月に「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」を策定。
(4)	赤ちゃんに絵本を贈ろう事業	本市ブックスタートの中心的事業。4か月児健康診査の際に赤ちゃんに絵本を1冊プレゼントしている。その際に絵本の読み聞かせの体験や赤ちゃん用絵本の紹介、図書館利用の案内等を行っている。
(5)	読書通帳	読んだ本の履歴や図書の貸出履歴を記録しておく通帳タイプのノートで、本市では自分で書き込んでいく自書タイプを採用している。
(6)	ブックスタート事業	1992年に英国で始まった読書推進活動。赤ちゃんに「絵本」をプレゼントし、赤ちゃんと保護者が絵本を通して心ふれあう時間を持つきっかけづくりをサポートする取組。本市では、「赤ちゃんに絵本を贈ろう事業」のほか、赤ちゃんへの絵本の読み聞かせや、絵本の読み聞かせ講座等の多彩な事業を行っている。

(7)	子ども読書活動推進啓発講座「だっこでよんであそんでよんで」	0歳からのブックスタートとして、赤ちゃんと保護者を対象に1期4回（令和2年度は1期3回）の講座を実施。絵本や「わらべうた」の紹介、読み聞かせの実演等を行い絵本を通した親子のふれあいの大切さについて啓発する講座。年3期実施。
(8)	幼児のためのブックスタート事業	市内保育所園において3・4・5歳児を対象に絵本の読み聞かせを行う事業。本市では1保育所園あたり年間9回程度実施している。
(9)	絵本の読み聞かせ	子どもに保護者や幼稚園教諭・保育士等の子どもの教育に携わる人が絵本を読み聞かせること。子どもの精神状態を落ち着かせ、幸福感を与え、読み手・聞き手双方の脳に良い影響を与える効果があるとされている。近年は、図書館や公共の場所等で地域のボランティアが読み聞かせを行うことが増えている。
(10)	YA（ヤングアダルト）	YA（ヤングアダルト）とは主に中学生・高校生のことを示す図書館用語。精神的・肉体的に大人になりつつある中学生・高校生年代を対象にした図書館サービスをYAサービスと称している。具体的には、年代を意識した選書を行い紹介することや読書推進に資する行事等を行っている。
(11)	マルチメディアデイジー	<p>デイジー（DAISY）とは、Digital Accessible Information Systemの略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されている。もともとは視覚障害者の録音図書のために開発されたもの。</p> <p>マルチメディアデイジーは音声にテキスト、画像をシンクロ（同期）させることができ、パソコン上で専用再生ソフトを使用すると、音声のスピード・文字の大きさ・背景とのコントラストの変更ができる。ハイライトがつくこと・目次があること・目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができることなどの機能もあり、さらにタッチパネルの使用、点字ディスプレイへの接続も可能。</p>

(12)	拡大読書器	視覚障害や加齢等により視力が減退した人の読書支援のため、本や雑誌の文字を自由に拡大しモニターで見ることできる機器。
(13)	音声読み上げ機	本や雑誌の活字をスキャンとして認識し音声で読み上げる機械のこと。これにより読書だけでなく、文書や説明書等の読み上げが可能となり視覚障害者の利便性が格段に向上する。
(14)	団体貸出	図書館に団体登録をした学校や団体に対し、大量の本を長期間（1年程度）貸し出す制度。 ※本市の場合、個人貸出では20冊を限度に3週間の貸出期間である。
(15)	ストーリーテリング	ストーリーテリング（おはなし）は、語り手が昔話や物語を覚えて自分のものにして語ること。子どもがおはなしを聴くことにより物語に興味をもつことによってスムーズに読書することに繋がる効果がある。図書館では、市民ボランティア団体が定期的におはなし会を開催している。
(16)	移動図書館おきがる号の巡回	移動図書館「おきがる号」を市内30か所に概ね3週間に1度の周期で派遣している。こうした一般利用を目的とした移動図書館巡回のほか、市内小学校にも巡回している事例がある。
(17)	調べ学習	児童や生徒が、様々なテーマ・課題に沿って、図書館を利用したり、聞き取り調査をしたりして、その結果をまとめること。
(18)	学校司書	学校図書館法の一部改正により同法第六条第1項及び第2項に明記された「学校司書」は、同法附則第2項により「この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされており、現時点では「学校司書」の資格及び養成課程について制度化はされていない。

(19)	子ども版ビブリオバトル	<p>ビブリオバトルは、本の紹介を通じて本を知り人を知るゲーム形式のイベント。</p> <p>ルール：発表者5人程度が読んで面白いと思った本を聴取参加者に1人5分ずつ本を紹介する。全員発表した後に聴衆参加者を交えて3分程度ディスカッションした後に誰が紹介した本が一番読んでみたいと思ったかを投票し最も投票が多かった本が「チャンプ本」となる。</p> <p>ビブリオバトルは本の面白さを知るだけでなく人前で意見を述べるトレーニングになること、バトルを通して多くの人を知り合うこと等、読書活動推進効果が認められている。こうした取組を図書館だけでなく子ども版として学校でも行うことで、読書活動の推進につなげる取組。</p>
(20)	点字資料	<p>視覚障害者の読書支援のため点字で打刻した図書のこと。</p>
(21)	録音図書	<p>視覚障害者の読書支援のため、音声録音された図書のこと。従来はカセットテープに録音されたものが主流であったが、近年はデジタイズ形式（国際基準の録音形式）で録音されたデジタル図書（CD）が主流になりつつある。本市では、点字図書・録音図書をそれぞれ市民のボランティア団体の尽力により製作し視覚障害者に貸出を行っている。</p>
(22)	点訳絵本	<p>点訳絵本とは市販の絵本が見える人、見えない人が一緒に楽しめるように工夫された絵本。透明な塩化ビニールシートに文章を点訳し活字部分に貼り付け、同じシートを絵の形に切って絵の上に貼ったり、形が取れないものは説明文を添えるなどの工夫をしている。</p>
(23)	公式 SNS	<p>寝屋川市が公式に発信しているソーシャル・ネットワークキング・サービス。公式アプリケーション「もっと寝屋川」、Facebook ページ、Twitter アカウント、ホームページ、YouTube チャンネル、Instagram アカウントがある。</p>
(24)	配送サービス	<p>インターネットなどで予約した図書を市内27か所の郵便局や4か所のシティ・ステーション</p>

		で受取・返却ができるサービス。令和2年10月より開始した。
(25)	こども専用図書館	子どもと保護者が安心して過ごせる空間を創出するため、市駅前に整備が予定されている施設。
(26)	電子書籍	利用者自身の端末からインターネットを利用して電子化された本の貸借ができるクラウド型サービス。令和3年3月より開始した。